



本文へ English 読み上げ・文字拡大 使用方法 利用者別に調べる サイトマップ
音声読み上げツール起動

[ホーム](#) / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / 定額減税について

定額減税について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

[「令和6年度税制改正の大綱」](#)（財務省ホームページへリンク）に盛り込まれた定額減税の概要は以下のとおりです。

また、給与収入に係る源泉徴収に関しては、[「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」](#)（PDF/315KB）をご覧ください。

定額減税の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。

（注）[子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除](#)の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

1 本人（居住者に限ります。）	30,000円
2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）	1人につき30,000円

定額減税の実施方法

特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

1 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年内に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

2 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受

ける年金等を除きます。) につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）により調整することとなります。

また、確定申告による調整に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。

3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

また、予定納税の額からの特別控除の額に相当する金額の控除に関する諸手続のほか、確定申告による調整に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。

※ 定額減税に関する最新の情報は、国税庁ホームページに隨時掲載していきます。

[このページの先頭へ](#)

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方 / 定額減税について

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」ヘリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報

- 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署・税務大学校等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開・個人情報の保護

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (法人番号7000012050002)



[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)